事務事業評価シート

事業番号	事務事業名	所管部課
12	地域福祉団体等振興事業費	障害福祉課

事務事業の概要

事務事業の目的【1】

市内福祉団体の運営及び市内において福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を補助することにより、団体の育成及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
【根拠法令等：西東京市地域福祉振興事業運営費補助金交付要綱、西東京市福祉団体運営費補助金交付要綱】

根拠法令等【2】

- ☐ 法律
- ☐ 条例・規則等
- ☐ 政令・省令
- ☑ 要綱・要領

事業内容・実施方法等／補助の概要【3】

【補助の概要】
■福祉団体費運営補助金
・対象団体　西東京市内において活動をする福祉団体
・対象経費　団体の整備拡充に要する経費、団体の管理運営に要する経費
■地域福祉振興事業運営費補助金
・対象団体　財団法人東京都福祉保健財団から、助成を受けている団体
・対象事業　東京都の既存の公的制度や補助事業に組み入れられていない先駆的、開拓的かつ実践的な在宅福祉事業
・対象経費　在宅福祉事業の運営に要するコーディネーター人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料
【実施方法】
交付申請に基づき、年1回補助金を交付

＜都支出金＞地域福祉推進区市町村包括補助事業費

事業開始時期【4】	平成13年度	実施形態【5】	☐ 直営　☐ 委託　☑ 補助　☐ その他　（　　）

事業費データ

項目		令和3年度（決算額）	令和4年度（決算額）	令和5年度（決算見込額）	令和6年度（予算額）	単位
事業費(A)【6】		7,359	7,354	7,394	7,575	千円
内訳	主要な経費：補助金	7,355	7,348	7,388	7,568	千円
内訳	その他：役務費等	4	6	6	7	千円
財源内訳	国庫支出金・都支出金	1,932	1,930	1,950	2,006	千円
財源内訳	地方債					千円
財源内訳	その他（　　）					千円
財源内訳	一般財源	5,427	5,424	5,444	5,569	千円
所要人員(B)【7】		0.06	0.06	0.06	0.06	人
人件費(C)=平均給与×(B)		438	431	431	431	千円
会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		7,797	7,785	7,825	8,006	千円
単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/（補助対象団体数）		709	708	782	—	千円

評価指標【10】

指標名	令和3年度（実績値）	令和4年度（実績値）	令和5年度（実績値）	令和6年度	単位
①補助対象団体数	11	11	10		団体
②会員数合計	1,088	1,093	1,096		人

《指標の説明・数値変化の理由　など》【11】
補助団体数は毎年変わらないが、合併等により団体数が減少することがある。

事業環境等

市民・関連団体等の意見【12】（アンケート結果など）	特になし	
他団体のサービス水準との比較【13】（平均値、本市の順位など）	☑ 上　☐ 中　☐ 下	他市調査では、26市中5番目の予算規模となっている。
代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有　☑ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	団体への補助を通じて市域の福祉の向上に寄与しており、必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する事業である。
B	事業（補助）の対象	適切	市内の障害者団体の運営を補助するものであり、適切である。
	事業（補助）の内容	適切	団体の運営や活動の主な財源となっており、適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	26市中5番目の予算規模となっており、コストは高い。
	業務負担	少ない	補助対象団体が10団体程度であり、業務負担は少ない。

検証項目の見方　A：事業実施の意義を検証する項目　B：事業の内容・実施方法を検証する項目

一次評価【16】	評価の判断理由及び現状の課題など【17】
□拡充 ☑継続実施 □改善・見直 □抜本的見直し □廃止	障害者への理解を深めるための啓発活動をしている団体の主な財源となっている補助金事業であり、市域での福祉の向上のためにも、今後も継続して実施していく必要がある。 また、令和元年度の事務事業評価では、実質、特定の団体に対する経常的な補助金となっていることが指摘されているが、各団体の活動内容や実績に基づき補助額を決定しており、経常的な補助金とはなっていないと考える。

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	市内福祉団体の育成及び福祉の向上に寄与するものであり、必要性は一定程度認められる。
	実施主体の妥当性	適切	市内福祉団体が行う啓発活動などについて、経費の一部を市が補助することは妥当である。
B	事業（補助）の対象	課題有	補助を受けている団体に固定化が見られるため、改めて精査が必要である。
	事業（補助）の内容	課題有	どのような活動に対し補助を行うべきか、見直しが必要である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	他市と比較してもコストが高く、補助額や補助上限額の明確化が求められる。
	業務負担	普通	事業計画書の精査など、一定の業務負担が生じている。

検証項目の見方　A：事業実施の意義を検証する項目　B：事業の内容・実施方法を検証する項目

二次評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
□拡充 □継続実施 □改善・見直 ☑抜本的見直し □廃止	これまでの事務事業評価を踏まえ、事業計画（活動内容）の精査等を行っているところであるが、特定の団体に対しての補助が継続されており、経常的補助の性質は変わっていないと考えられる。各団体の財務状況の把握に努めながら段階的に補助率の設定を行うことや、補助対象経費を明確化した上で補助上限額の設定を行うなど、福祉の向上に寄与する活動・事業を行った場合に補助するものとなるよう、抜本的な見直しが必要である。

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
□拡充 □継続実施 □改善・見直 □抜本的見直し □廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
□拡充 □継続実施 □改善・見直 □抜本的見直し □廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	